

痴呆介護に関する要望書

平成 16 年 3 月 30 日

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 川原 秀 夫

同 田 中 正 廣

2004年3月30日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

代表世話人 川原 秀夫

同 田中 正廣

痴呆介護に関する要望書

私たちは、痴呆性高齢者並びに高齢者が可能な限り、住み慣れた地域の中で「その人らしく」普通の暮らしを継続できるように、宅老所やグループホームなどの小規模で、かつ多機能なサービスを提供し、支援してきました。

介護保険制度が、痴呆性高齢者の在宅生活を支える制度になることを求めて、平成11（1999）年6月4日並びに同年12月16日に、厚生大臣（現厚生労働大臣）に対し、痴呆介護に関する要望書を提出させていただきました。

しかし、介護保険制度は「在宅での生活を可能にすること」を目的としていたにもかかわらず、施設への入居希望を増加させる結果を生み出しています。これは、介護を必要とする高齢者、とりわけ痴呆性高齢者が、自宅や地域の中で普通に暮らすことが困難な状況にあることを物語っています。

介護保険制度の見直しに当たり、私たち「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」では、痴呆性高齢者並びに要介護高齢者、その家族が地域の中で常に良好な関係を保ちながら在宅生活を継続できるように、なじみの関係と生活を分断することなく連続したサービスを提供し、高齢者の尊厳ある生活を支えることを実現するために、小規模ケアを担ってきた者として、以下のサービスの創生・改善について要望いたします。

【1】小規模デイ

1. 小規模デイの介護報酬の確保

小規模ケアは、利用者一人ひとりの生活を支えている。それは、流れ作業で効率的に行えるものではない。よって一般型小規模デイ（15人以下）及び痴呆型デイ（10人以下）について、そのことが支えられるような報酬をお願いしたい。

2. デイサービスの時間延長

現在も2時間の時間延長が制度化されているが、それだけではまだ自宅での生活を支えきれない。家族・介護者の仕事の前に利用でき、仕事の後に迎えが可能な時間、例えば午前7時から午後8時までの利用が可能になる時間延長をお願いしたい。

【2】小規模多機能ケア

1. デイ空間での泊まりの制度化

痴呆性高齢者のリロケーションダメージによる状態悪化はよく知られていることである。現在デイの利用者が泊まる場合、制度上は基準該当のショートステイ以外は、自主事業での対応が行われている。このことについて、通い慣れた場で、同じスタッフによる「泊まり」ができるように制度化をお願いしたい。

2. 小規模多機能サービスの創生

現在自宅や地域の中で暮らし続けることが困難なことの理由は、自宅や地域の中では24時間365日安心して暮らすための支援がないからである。施設ではそれが保障されているので施設志向となる。在宅でも施設と同じように24時間365日の継続した支援が可能となる包括型の報酬体系の創生をお願いしたい。なお、創生の際には、研修及び評価等、小規模多機能ケアの質が確保されるよう、下記の点の実現を求めます。

- ① 痴呆性高齢者に対応できる通いがベースとなっていること
- ② 指定に当たってはその実績があるところとすること
- ③ 質の確保のために事前研修、事業が始まってからの各研修を義務づけること
- ④ 評価及び情報公開を義務づけること

※注 以上の4点が確保できない場合は、宅老所・グループホーム全国ネットワークとしては小規模多機能サービスの制度創生についての支持を留保するものである。

【3】グループホーム

1. グループホームでのターミナル

グループホームの利用者がそこでターミナルを希望された場合は、訪問可能な医師と看護師の存在は欠かせない。現在の制度では、訪問看護の利用料金は事業所負担となり、現実には利用しにくい状況にある。

利用者が望めばターミナルまでグループホームで暮らし続けられるように、訪問看護を別枠で利用できるように制度化をお願いしたい。

2. グループホームが地域に開かれるように

グループホームが小規模で家庭的ということだけで地域に開かれず、利用者の方がたの人権が損なわれるような実態が報告されている。「尊厳の確保・自立の支援・地域での暮らし」という介護保険の理念実現のためにも、グループホームが地域に開かれたものとなるような質の確保及びその仕組みの創生をお願いしたい。

【4】その他

1. 緊急時対応のための「空き」の確保／緊急時に対応可能な仕組みづくり

利用者及び家族介護者が在宅での生活を続けていくためには、緊急時に即利用できる体制や柔軟な仕組みが必要である。小規模デイやグループホーム、小規模多機能サービス拠点に、緊急時に利用できるための「空き」を常に確保する等の仕組みづくりをお願いしたい。

宅老所・グループホーム全国ネットワーク
事務局

〒981-0954 宮城県仙台市青葉区川平 5-3-18-207

TEL : 022(719)9248 FAX : 022(719)9251

E-mail : takurousyo_net@clc-japan.com

[http:// www.clc-japan.com/takurousyo_net/](http://www.clc-japan.com/takurousyo_net/)